

(厚生労働委員会)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会衆

第一七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、建築物における衛生的環境の確保を図るため、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を加える等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、登録事業の追加

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業を追加するとともに、当該事業に係る登録を受けた者は、それぞれ、登録建築物空気調和用ダクト清掃業又は登録建築物排水管用清掃業と表示することができるものとする。

二、登録建築物環境衛生総合管理業の表示

現行の建築物環境衛生一般管理業の業務に、建築物における空気環境の調整並びに給水及び排水の管理

を追加するとともに、当該事業に係る登録を受けた者は、登録建築物環境衛生総合管理業と表示することが出来るものとする。

### 三、施行期日

本法律は、平成十四年四月一日から施行するものとする。